

株式会社ストラテジックキャピタル 株主議決権行使基準

株式会社ストラテジックキャピタル（以下「当社」という。）は、投資一任契約に基づき議決権行使を一任されている株式又は無限責任組合委員を務める投資事業有限責任組合で保有する株式について、原則として下記の基準に従い株主議決権を行使する。ただし、議決権を保有していても株主総会開催日までに当該株式を全部売却したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議決権を行使しない。

- ① 利益処分案に関し、増配の株主提案が行われた場合
- ② 特別決議が必要な議案に関し、賛成することが妥当であって、特に投資先会社（以下「会社」という。）から議決権行使を依頼された場合

なお、それぞれの議案の賛否の基準に該当するか否かにつき、必要に応じ会社に質す等の情報収集を行うものとする。

記

I. 剰余金の処分

以下に掲げる場合を除き、会社提案の剰余金処分に係る議案（以下この条において「会社提案」という。）に賛成する。

1. 当社が剰余金処分に係る株主提案を実施した場合であって、当該株主提案が会社提案と両立しないときは、会社提案に反対する。
2. 当社が剰余金処分に係る株主提案を実施していない場合であって、内部留保が株主価値の向上に寄与するとの十分な説明がなく、配当性向が低いときは、会社提案に棄権する。ただし、第三者が剰余金処分に係る株主提案を実施し、かつ、これが会社提案よりも株主に有利であって会社提案と両立しないときは、会社提案に反対する。

II. 取締役の選任

以下に掲げる場合を除き、会社提案の取締役候補に賛成する。

1. 次のいずれかに該当する場合は、新任の取締役を除く全ての取締役に反対する。
 - ① 加重平均資本コスト及びその算定根拠を開示していない
 - ② 税務上の繰越欠損金の影響を除いた自己資本利益率（以下「ROE」という。）が過去3期連続で前期のROEを下回る
 - ③ 過去3期平均のROEが株主資本コスト未満、かつ、株主資本コスト以上のROEを経営の目標として公表していない
 - ④ 中期的な経営計画を公表していない
 - ⑤ 会社が純投資目的以外の目的で保有する投資株式（以下「政策保有株式」という。）を保有し、売却完了の期限や売却総額を示すなどの具体的な処分案を公

表していない

- ⑥ 買収防衛策が存在し、撤廃の方針を公表していない
- ⑦ 会社法第2条第15号の要件のいずれにも該当し、かつ、関連会社（会社と議決権比率10%以上の支配又は被支配の関係にある会社をいう。以下同じ。）、会社の主要な取引先若しくは会社が保有する政策保有株式の発行会社の役職員又は顧問契約相手であったことがない取締役（以下「真正社外取締役」という。）が委員の過半数を占める指名委員会および報酬委員会を設置していない
- ⑧ 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き（以下この号において「方針・手続き」という。）を公表していない、方針・手続きの実効性の確認ができない又は方針と報酬体系が整合的でない
- ⑨ 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き（以下この号において「方針・手続き」という。）を公表していない、方針・手続きの実効性の確認ができない又は方針と取締役会・監査役会の構成が整合的でない
- ⑩ 過去に代表取締役を経験していて、顧問、相談役、代表権のない取締役会長等に就任している役職員がいる
- ⑪ 取締役・監査役に対し、その役割・責務にかかる理解を深め、必要な知識を習得する等のトレーニングが十分に行われていない
- ⑫ 投資家への情報開示、代表取締役又は社外取締役の株主との面談の実施その他の株主への対応等について、上場企業として適切な行動が採られていない
- ⑬ 監査等委員会設置会社又は親会社等の支配株主が存在する会社であって、真正社外取締役が取締役総数の過半数とならない
- ⑭ 指名委員会等設置会社であって、真正社外取締役が取締役総数の過半数とならない

2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該総会時において代表権を有する取締役の選任に反対する。

- ① 会社法第2条第16号の要件のいずれにも該当し、かつ、関連会社、会社の主要な取引先若しくは会社が保有する政策保有株式の発行会社の役職員又は顧問契約相手であったことがない監査役（以下「真正社外監査役」という。）が一人以下となる場合
- ② 当社が株主として働きかけたにも拘わらず、合理的な理由なく、低い配当性向又は過大な現金類似資産の保有を継続している場合
- ③ 会社の取締役が子会社株式価値の維持向上のため子会社の監督職務（以下「子会社監督職務」という。）を全うしていると認められない場合
- ④ 関連会社出身の取締役の取締役総数に対する比率が、当該関連会社が単独で保有する議決権比率を超える場合

- ⑤ 関連会社出身の監査役の監査役総数に対する比率が、当該関連会社が単独で保有する議決権比率を超える場合
 - ⑥ 関連会社ではない特定の企業グループ出身の取締役が取締役総数の 1/3 を超えている場合
 - ⑦ 取締役候補の人数が多過ぎると当社が判断する場合
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該取締役候補の選任に反対する。
- ① 過去又は現在において、不祥事、不法行為に関与していた場合
 - ② 継続して ROE が低い等、株主価値を大きく損なった期間に在任し、その改善への取り組みが認められない場合
 - ③ IR 担当取締役であって、投資家対応を誠実に行っていない場合
 - ④ 子会社を担当する取締役であって、子会社監督職務に関する取り組みが認められない場合
 - ⑤ その他株主価値を毀損するような行為が認められた場合
 - ⑥ 社外取締役であって、前会計年度に開ける取締役会の出席率が 75%未満の場合
 - ⑦ 社外取締役であって、会社のコーポレートガバナンスの改善に向けた努力を怠っていると当社が判断する場合
 - ⑧ 社外取締役であって、株主との面談に応じない場合
 - ⑨ 社外取締役であって、任期が 8 年（過去に社外監査役であった期間も含む）を超えることとなる場合
 - ⑩ 社外取締役であって、かつ常勤の職務があり、当該会社以外の社外取締役又は社外監査役の兼職先が 2 社以上である場合
 - ⑪ 社外取締役であって、かつ常勤の職務がなく、当該会社以外の社外取締役又は社外監査役の兼職先が 5 社以上である場合
 - ⑫ 会社提案としては社外取締役であっても、真正社外取締役ではない場合
 - ⑬ 常勤取締役であって、社外取締役又は社外監査役の兼職先が 3 社以上である場合
4. 新任の社外取締役候補であって、株主である当社との株主総会前の面談の要請に応じない場合は、当該取締役候補の選任について棄権する。ただし、特に反対すべき事情がある場合は、反対することを妨げない。
5. 補欠の監査等委員である取締役候補の場合、その選任について棄権する。ただし、特に反対すべき事情がある場合は、反対することを妨げない。

III. 監査役の選任

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会社提案の監査役候補に賛成する。

- ① 過去又は現在において、不祥事、不法行為に関与していた場合

- ② その他株主価値の毀損に責任が認められた場合
- ③ 社外監査役であって、前会計年度に開ける取締役会又は監査役会のいずれかの出席率が75%未満の場合
- ④ 会社提案としては社外監査役であっても、真正社外監査役ではない場合
- ⑤ 社外監査役であって、任期が8年（過去に社外取締役であった期間も含む）を超えることとなる場合

IV. 定款変更

- 1. 目的事項の変更
株主価値を毀損するおそれが大きくない限り、賛成する。
- 2. 授権株式数の増加
合理的な説明がない限り、反対する。
- 3. 常勤取締役、常勤監査役若しくは会計監査人の責任減免、又は剰余金配当の取締役会授権
反対する。
- 4. 株主総会の定足数の緩和
反対する。
- 5. 取締役会の定員の減少
賛成する。
- 6. 取締役の期差任期制
反対する。
- 7. その他
株主価値の向上に資するか否かを個別に判断する。

V. 役員報酬等に関する議案

- 1. 取締役報酬枠の増加
次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。
 - ① 業績連動など、増加の具体的理由が十分に説明されていない場合
 - ② 業績が悪化している場合
 - ③ 不祥事又は不法行為に関与した取締役が対象となる場合
- 2. 監査役報酬枠の増加
次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。
 - ① 不祥事又は不法行為に関与した監査役が対象となる場合
 - ② 絶対額が大きすぎる場合
- 3. 退職慰労金
反対する。
- 4. ストックオプション、譲渡制限付き株式等

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。

- ① 発行済のストックオプションの行使及び譲渡制限付で付与される株式の合算株式数が発行済株式の10%を超える希薄化をもたらす場合
- ② 対象者に監査役、監査等委員である取締役又は、株主価値の向上に寄与することが期待できない社外の第三者が含まれる場合
- ③ 報酬型ストックオプション（行使価格が1円等の非常に低い価格であるオプション）の場合
- ④ 株価低迷時にのみ恣意的に発行しようとする意図が疑われる場合
- ⑤ 権利行使期間の開始日及び譲渡制限期間の終了日が付与日から3年後以降又は退任後でない場合

VI. 会計監査人の選任

賛成する。

VII. 自社株取得

賛成する。

VIII. 買収防衛策

反対する。

IX. 買収・合併等の会社再編

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、賛成する。ただし、次の各号に該当する場合であっても、会社再編の承認に関する議案が株主総会において否決となる可能性が著しく低い場合、棄権することを妨げない。

- ① 株主として受領する又は会社が交付する対価が、妥当でない場合
- ② その他株主価値を毀損すると判断する場合

X. 第三者割当増資

第三者割当による希薄化を考慮しても、既存株主にとって株主価値が向上すると判断する場合を除き、反対する。

XI. 株主提案

株主価値向上に資する提案か否かを個別に判断する。

以上

附則

改定後のⅡ.1.⑬は、2020年1月1日以降を開催日とする総会の議決権行使から適用する。

2013年3月制定

2013年7月改定

2014年5月改定

2015年3月改定

2015年6月改定

2016年6月改定

2017年5月改定

2017年6月改定

2018年6月改定

2018年8月改定

2019年4月改定

2019年6月改定